

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

入会金年会費規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下「JVL」という。）定款第7条に基づき入会金および年会費について定める。

第2条〔正会員の入会金および年会費〕

- (1) 正会員の入会金は金50万円とする。
- (2) 正会員は、JVLに入会することが確定した日の属する月の翌月末日までに入会金をJVLに対して納入しなければならない。但し、一般社団法人SVリーグの正会員であった者はこの限りでない。
- (3) 正会員は、各シーズン（毎年7月1日から翌年6月30日まで）の年会費として金300万円を当該シーズンに属する7月末日（末日が土日祝日に当たるときは前営業日）までにJVLに対して納入しなければならない。
- (4) 正社員が複数のバレーボールチームを有し、かつそのいずれもがV.LEAGUEに属する場合、第1項および第3号は当該チーム数を乗じる金額とする。

第3条〔納入〕

- (1) 入会金および年会費は、JVLが指定する口座へ銀行振込にて納入しなければならない。なお振込手数料は会員負担とする。
- (2) JVLは、いかなることがあっても納入された入会金および年会費を返却しない。

第4条〔改正〕

本規程の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第5条〔施行〕

本規程は2024年7月1日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月12日

- (1) 2024年に限り、第2条第2項は以下に読み替えるものとする。

なお、本附則は2024年8月1日を経過後にこれを削除する。

正会員は、2024年7月末日までに入会金をVLに対して納入しなければならない。